



Title	信用組合法案の社会的性格 : 形成期日本資本主義との関連で
Author(s)	中原, 准一; NAKAHARA, Jun'ichi
Citation	北海道大学農経論叢, 30, 12-36
Issue Date	1974-02
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/10894
Type	departmental bulletin paper
File Information	30_p12-36.pdf



信用組合法案の社会的性格

一 形成期日本資本主義との関連で一

中 原 准 一

目 次

I はじめに	12
II 信用組合法案の概要	13
III 貴族院の信用組合法案審議経過とその特徴	15
IV 横井時敏の信用組合法案に対する批判	17
V 明治20年代前半の社会・経済条件	19
VI シュルツェ協同組合運動の社会的意義	30
VII 明治20年代前半の農政の基調	33
VIII 信用組合法案の社会的性格 —結びにかえて—	35

I はじめに

本稿の課題は、信用組合法案（明治24年の第2帝国議会上程）の社会的性格を考察するてんにおいている。これまで、信用組合法案を正面からとりあげることは、少なかったようにおもわれる。それは、信用組合法案の成立にいたらなかったことにもよっている。そしてとりあげられるとしても、多くは産業¹⁾組合法の制定をあとずけるばあいであって、信用組合法案上程時の品川弥二郎²⁾や平田東助の議会発言の援用にとどまっていたのではないだろうか。いわゆる日本における農村協同組合立法は、「中産以下の人民」の維持のため必要とされたとして。

-
- 1) 品川弥二郎 — 天保14年（1834年）～明治33年（1900年）。当該期は内務大臣。
 - 2) 平田東助 — 嘉永2年（1849年）～大正14年（1925年）。当該期は法制局部長。2人はともに山県有朋を頂点にして、内務行政の枢要を占めていた。とくに平田は山県の「ふところ刀」として。

信用組合法案の社会的性格

ともあれ信用組合法案としてうちだされた農村協同組合の構想は、産業組合法として結実するまで約10年ちかくを要しているのである。この10年ちかくというものは、日本資本主義が前近代的な農業部門を基底にして急速な発展をとげはじめた段階であった。すなわち戦前日本資本主義が、その軍事的半農奴制的性格を次第にあらわにしつつあった時代であった。いわば形成期日本資本主義として。その社会・経済条件の裡には、疾風怒濤ともいべき力をともなう諸階級・諸階層の対抗がみられよう。

したがって、「中産以下の人民」といっても、産業組合法制定後のそれとは、かならずしも同一の階層で律しえないのではあるまいか。そこで明治20年代前半の社会・経済条件、とりわけその農民状態をあとづけることによって、「中産以下の人民」を構成する階層を析出できよう。あわせて、帝国議会の論争場裡での品川や平田の信用組合法案にこめている政治理念をとりあげることにする。これらの考察をとおして、信用組合法案の有する社会的性格は明らかとなろう。いずれにしても、たんなる経済団体法としてはとどまりえぬ性格を、信用組合法案のなかにわれわれはみいだすことになる。

II 信用組合法案の概要

信用組合法案は、全文80条から成っていた。以下、逐条的に信用組合法案の概要をみていく。第1条は、組合の目的、事業内容にかんしての規定である。すなわち、「信用組合は、組合員に営業の資金を貸付し、及勤儉貯金の便宜を得せしむるを以て目的と爲す。信用組合は、組合員に非ざる者より預り金を為すことを得（傍点一引用者³⁾）」と。非組合員からの預金が認められていたてんは、後年の産業組合法案と異なっている。このことは、後述するように横井時敬の批判をまねくところでもあった。

組合員の（出資）責任制度は、定款の規定に委ねられた（第2条）。もっとも、非組合員の預金を扱うばあいは、無限責任制をとった。組合の区域（組織範囲）は、原則として1市町村内と限定されていた（第5条）。組合の結成基準は、組合員10名以上となっていた（第6条）。

とくに、法案第15条、16条、17条にかけては、組合の営業資本にかんしての

3) 東畑精 — 他監修『協同組合の名著』第1巻 p. 130-

規定である。それにかかわって、第22条は利益配当方式の採用とおもわれるものであった。これらの諸条項は、信用組合法案のもつ性格をもっとも雄弁に示すものであった。それだけに、横井の批判の集中したところでもあった。組合の営業資本は、加入金（組合加入時に支払うもの）と持分（出資金に相当。平田はいちおう10円以上50円以内を1口の金額として考えていた）とで構成されていた（第15条）。これらは、ともに定款に金額が定められることになっており、各組合員の納入が義務づけられていた。持分の所有限度は、1組合員1口を原則としていた（第16条）。ただし、有限責任制をとっているばあいは、3口まで所有が認められた。また、組合は準備金を積立てることを義務づけられていた（第17条）。これは、組合の信用力をつける意味をもっていたとおもわれる。各組合員が納入した加入金と組合事業からえられた純益金の一定部分とで、準備金は充当されるしくみであった。その積立限度は、少なくとも全組合員の持分合計額の10分の1に達するまでとされていた。組合の計算期は6ヶ月とされ（第18条）、産業組合法案で事業年度を1ケ年としていたのとは異なっている。さらに、持分満額化を督励するためとおもわれるが、組合結成当初の各計算期において、持分満額に達していない組合員に対して、その払込額に比例して利益配当にあたる部分をかれの持分に繰り込む方式をとった（第22条）。そして別途で、持分の半額まで払込みが達した組合員に対しては、利益配当を実施する方法をとっていた。このことにかんして、平田は杉山孝平との共著『信用組合論』⁴⁾（明治24年11月刊）で、「小民の営利心を挑発するの法を立つるも一策なり」との立場を明からさまにしていた。こういった見地は、後年の産業組合法案では後退しており、いきおい信用組合法案のもつ営利主義的性格を際立たせている。この法案の営利主義的性格の掘って立つてんにかんしては、後述するシュルツェ方式⁵⁾の信用組合運動との関連でとりあげることにする。

なお、新規に組合に加入を希望する者に対しては、組合長の認許を必要とし

4) 平田東助・杉山考平共著『信用組合論』（『協同組合の名著』第1巻所収）p. 56.

5) シュルツェ方式とは、ドイツで Schulze - Delitzsh（1808年～1883年）を中心とする協同組合運動をさす。一般に、都市の中小の商工業者の信用組合の典型として、同時代の農村で普及をみたライファイゼン方式の信用組合との対比でとりあげられている。

た(第21条)。總會にかんしては、通例組合長に招集権が与えられていた(第41条)。組合の監督については、郡長・市長から府県知事へ、最終的には内務大臣があたることになっていた(第54条)。以上が、信用組合法案の骨子をなすものであった。法案は、平田のいうところの「小民の營利心を挑発」すべく資本主義社会の経済合理性で貫ぬかれていた。すなわち、信用組合法案が持分という出資制度と利益配当方式とをとっていることが、それに相当しよう。かかる性格をもつ信用組合法案は、帝国議会の論争場裡(政治局面)でいかなる役割が与えられたかを次に考察しよう。

III 貴族院の信用組合法案審議経過とその特徴

第2帝国議会で、信用組合法案審議は貴族院の第1読会と2回の特別委員会⁶⁾とに止どまっていた。これは、翌25年(1892年)2月の総選挙によって、審議が途中で終わっていることを示している。第2帝国議会の信用組合法案審議を包む空気は、品川ら政府当局者の立法化への熱意とは裏はらに、貴族院の大勢は冷やかなものであった。

第1読会の冒頭、品川内務大臣は信用組合法案の趣旨説明でこうのべた。「……今日立法上又は行政上に於きまして自由交通の新経済社会に適當すべき組織を起しまして実体上の進歩と法律制度の進歩と並進む様にすることが誠に必要……地方経済を維持し又其改良進歩を計ることが最も今日の急務であるうと存じます、……全国の国民中十中の七八は小地主即ち小農又小商人又小さい職工……国家の土台と為って居りますものと考えます、然るに皆様御承知の通此要部なる中産以下の人民は次第に其生産力の衰えます傾がございまして甚だ歎はしい事実でござります、……中産以下の人民のために其産業を維持する方法を立てませんければ自治制度を設けたる趣旨も廢れ国権の伸張も国力の発達も如何であらうかと存じます、……信用組合法案……は即ち此中産以下の人民のために金融の便を開いて低利に資本を使用することを得せしめ兼て勤儉自助の精神を興し以て地方の実力を養成せんとするの目的でござります⁷⁾(傍点一引用者)」。上述の品川の冒頭演説は、信用組合法案上程の目的を余す

6) 特別委員会は谷干城を委員長として15名で構成されていた。拙稿「産業組合法の制定経過について(序)」(『農経論叢』第28集所収) p. 98~99.

7) 大日本帝国議会誌刊行会編『大日本帝国議会誌』第1巻 p. 1, 160.

ところなく表明していよう。信用組合法案上程の目的は、「国家の土台」としての「中産以下の人民」の営業の維持（かれらの生産力衰退に対する）にあった。しかも、信用組合を設置することによって、「実体上の進歩（資本主義経済の発達）と法律制度の進歩（行政上の諸制度か）」とを併進させることが、含意されていた。そのてんで、品川ら政府官僚は「勤儉自助」精神を起動力とする信用組合設立が、地方経済の充実をはかるうえで、焦眉の急であるとの立場をとっていたのである。

そこで、貴族院の特別委員会の審議は、地方経済の充実信用組合がふさわしいものかどうかをめぐってなされた。先述したように院の大勢は、信用組合法案の立法化に消極的ないしは否定的なものであった。それは、箕作麟祥の発言に代表されよう。箕作は、次のようにいう。「信用組合なるものは素より相互の信用上より成立つものなり然るに之か法律規定を設けて之か制裁を為さんとするに至ては人民相互の道徳上より自然の結果に由て相結合組成せる組合会をして遂に徳義上の念を脱して法律制裁の威力にのみ依頼するの弊を生じ又或は其の市町村に於て党派心の為めに相損斥抑制する等の弊害もあることならん故に純粹の信用組合に任し相互の徳義に放任」⁸⁾すべきであると。貴族院の否定的な見解は、立法化による強制措置は弊害をもたらすとの立場からであった。さらに、これと軌を一にする見解が一方にあった。すなわち、この法案は「独逸の法」⁹⁾の直輸入であって、「日本の人気風俗習慣」¹⁰⁾からみて疑問だ、とするものであった。いずれにしても、貴族院は立法化に時期尚早との立場にかわりはなく、それに肯定的な発言はみいだせないのである。

こういった貴族院の見解にたいして、立法化を急ぐあまりとおもわれるが、品川や平田は信用組合に対して報徳社などとかかわらぬ評価を与えているのである。品川は上述の冒頭演説で、「……頼母子講の如きも是も信用組合の一方法でござります、……就中…報徳社の如きは……殆ど之を信用組合の制度に異ならぬもの」¹¹⁾といて、地方経済の強化策にかかわらせて立法化を要請したのであった。一方、平田は特別委員会のなかで、この法案が「独逸法の翻訳」¹²⁾で

8) 『信用組合法案特別委員会々議録』p. 1, 160.

9), 10) 貴族院特別委員会での三浦安議員の発言（前掲・特別委員会々議録 p. 132）

11) 前掲・議会議誌 p. 160.

12) 前掲・特別委員会々議録 p. 132.

信用組合法案の社会的性格

あることを認めつつも、次のように立法化を要請して止まなかった。「素より在来現存のものに抛り之を参酌して立案せり又地方には内務省より夫れ々々諮問を為せり報徳社の如きは直ちに信用組合の制度と異なるなし……」。

平田の言をかりるまでもなく、「小民の營利心」誘掖を目的とする信用組合制度に、多分に封建的性格をもつ報徳社¹⁴⁾などを含めているので、われわれは奇異な感を免かれないのである。つまり、信用組合法案じしんの性格（營利主義とも呼ぶべき）と帝国議会での品川一平田ら政府官僚のいう立法目的（地方経済と地方行政制度の強化・充実のための）との間に乖離はみられないかということである。そのこと（法案じしんの性格と立法目的との間の乖離）をみるうえで、横井時敬の信用組合法案に対する批判をとり上げることにする。次いで、品川一平田らをして、信用組合法案の立法化を急がせた明治20年代の社会・経済条件の態様についてふれることになろう。

IV 横井時敬の信用組合法案に対する批判

信用組合法案が貴族院審議の俎上にあるとき、横井は高橋昌との共著『信用組合論 付生産及経済組合に関する意見』（明治24年12月刊）を世に問うた。同著で横井は、品川一平田の信用組合構想に対して、批判を加えた。横井の批判の基調はこうである。「中産以下の人民」の経済維持を目的とする信用組合法案が、シュルツェ方式をとっていることが妥当であろうかと。品川や平田は、法案の対象に小商工業者をも含めているとおもわれるが、「国家の土台」はむしろ圧倒的部分を占める小農業者であろうと。したがって、小農業者に適合する信用組合としては、ライファイゼン方式¹⁵⁾の方をとるべきだ、との立場から横井は批判したのである。

13) 前掲・特別委員会々議録 p. 133.

14) 報徳社は、報徳仕方の四大綱目である「至誠・勤労・分度（歳入によって歳出をはかること）・推譲（貯蓄の励行）」を基本とした相互扶助組織。とくに、遠州地方に発達が著しかった。地主層を指導者として、勸業事業（幕末期の農業生産力低下の克服策）と資金貸付業務を主たる内容として明治期にうけつがれていた。伝田功『近代日本農政思想の研究』p. 36.

15) ライファイゼン方式とは、ライファイゼン（1818年～1888年）がドイツ・ライン州を中心にすすめた協同組合運動。その特徴は持分制を排して利益配当をしなかったのでシュルツェ方式と対照をなす。長期貸付で対人信用を旨とした。

すなわち、横井らは信用組合法案がシュルツェ方式の「主眼たる持分制及び利益配当法」¹⁶⁾を採用して、その「骨髄」¹⁷⁾としているてんが、おくれた生産段階に呻吟する小農業者の救済にはつながらない、としたのである。平田のいう「小民の営利心」誘掖の信用組合構想は、横井によって蔽として斥けられたのである。つまり、シュルツェ方式の信用組合は、「(零細農の必要度をこえて組合の) 利を資本の利殖法に求(傍点—引用者)」¹⁸⁾めるものにはかならないとしてである。このてんで、法案第 1 条の非組合員の預金もとり扱う規定や、持分制や利益配当制といった諸条項に横井の批判は集中したのである。

いうまでもなく横井は、「(零細農で占められている日本のばあい) 農間に
行うべき信用組合の当に期すべき」¹⁹⁾は、「持分を置かず組合員連帯無限責任を以て専ら徳義を基礎として」²⁰⁾いるライファイゼン方式に近いものが妥当との主張であった。したがって、信用組合のとり機能についても、組合員に低利の資金を貸付けてその零細農の「肥料、種苗、家畜、農具等、産業上の必要品を購買」²¹⁾するのに資するものと具体的にふれられていた。

横井らの著書で紹介されたライファイゼン方式の信用組合構想は、当時の農商務省の若手官僚(酒匂常明ら)²²⁾の見解を代表したものであった。われわれは、産業組合法制定経過の全般に眼をうつしたとき、その条文構成ではライファイゼン方式に拠っているのを知っている。これまでみてきたように、品川—平田の信用組合構想(シュルツェ方式がとる営利主義的性格)は、歴史の舞台からの後退を余儀なくされたのである。その意味で、横井らの放った批判の矢は、後年、農商務省で起草される産業組合法案を方向づけるものであった。そこで、与件的にいうと、法案体系としては品川—平田のシュルツェ方式は否定されたが、立法理念(既述の信用組合法案の立法目的としてみたもの)では産業組合法案に継承されていくものがあるのではないかとおもわれるのである。つまり、「中産以下の人民」の営業の維持という為政者の課題が、産業組

16), 17) 横井時敬・高橋昌共著『信用組合論 付生産及経済組合に関する意見』(『協同組合の名著』第 1 巻所収) p. 165.

18) 横井・高橋・前掲書 p. 167.

19), 20) 横井・高橋・前掲書 p. 166.

21) 横井・高橋・前掲書 p. 167.

22) 伊東勇夫稿「黎明期の道標」(前掲『協同組合の名著』第 1 巻所収「解題」) p. 417.

合法案の審議経過²³⁾においても大きな位置を占めているからである。われわれは、明治20年代前半の社会・経済条件、とりわけ農民状態をみることによって信用組合法案の上程にふみきった明治政府の意思（立法化の動機）を確認できよう。そこで、あらためて品川—平田のラインで、シュルツェ方式を採用した意義が問われることとなろう。これらの考察の裡に、われわれのいう「平田²⁴⁾型」産業組合にかんする性格を、大づかみながらみいだすこととなろう。

V 明治20年代前半の社会・経済条件

— とりわけその農民状態 —

信用組合法案が帝国議会の論争場裡にあった明治20年代前半は、農業部門においても深刻な「体制的沈静期²⁵⁾（明治14年～18年）」を経過した時点であった。明治10年（1877年）の西南戦争での明治政府の不換紙幣乱発のため、農村にも止めどなきインフレの波がおしよせ、自作農の小作農への転落・没落を余儀なくさせた。地租改正（明治6年・1873年）等による資本の本源的蓄積²⁶⁾は、明治14年（1881年）の松方デフレ財政の登場でもってそのピークに達した。明治10年代後半の破局的農村恐慌²⁷⁾のなかで、土地担保の負債累増、土地の担保流れ、租税滞納による強制処分等をとおして、自作農の分化・分解がすすんでいった。

また、当時、日本に在留して以後の農学発展に多大の寄与をしたペ・マイエット²⁸⁾は、その著『日本農民の疲弊及其救治策』（明治26年・1893年刊）で、

23) 拙稿・前掲論文 p. 103, p. 106 参照。

24) 「平田型」産業組合とは、産業組合法制定時から大正中期ころまでのわが国産業組合発達の様相を規定するものである。このてん、われわれは栗原百寿の指摘に拠るところが大である。かれは、産業組合が地主層の利益擁護に奉仕しており、「平田の嚴重な指導監督のもとに、官僚体制をデモクラシーの波瀾から護る防波堤の役割を与えられてきた」と、その著『人物農業団体史』（p. 136）でのべている。詳しくは、本論養太田原高昭稿「『平田型』産業組合の史的構造」参照。

25) 山田盛太郎『日本資本主義分析』p. 222.

26) 山田・前掲書では、明治元年～23年をその劃期としている（p. 222）。

27) 品川弥二郎は、既述の冒頭演説のなかで、「…明治17年及明治18年の調査に拠（ると）……全国（の）地所を抵当として負債の…各府県の負債の金額と申しますものは2億3千余分万円に達して居ります」（前掲・議会誌 p. 1, 160）とのべるほどであった。

28) Paul Mayet（1875年～1893年日本在留）フェスカ、エッゲルトなどとともにわが国農業、農学の発展に貢献した。とりわけその実証主義的な研究は、東畑精一によってたかく評価されている（東畑精一『農書に歴史あり』p. 126）。

農民状態を詳細に記録した。そして、かれは自作農の没落的分解の激しさについてこうのべている。「……年々の平均小作地増加反別を僅かに耕地総反別の2分5厘とするも自作農民は明治20年より起算すれば²⁹⁾24箇年の後又明治24年の今日より起算すれば20箇年の後全く消滅する割合なりとす」。いちおう、平田・杉山の共著『信用組合論』の資料にもとづいて、負債の規模や自作・小作別の戸数割合を知ることができる。表1—(イ)によると、25円未満までの地所の売買登記件数が、全体の60%を占めている。これは、登記額の規模からみて、そ

表 1—(イ) 明治20年代初頭における地所・建物・船舶売買登記件数

種 類 (円)	地 所 (件数)	建 物 (件数)	船 舶 (件数)
5 円未満	144,714	6,066	4,984
5 円以上・10円未満	104,898		
10～ 25 ㄥ	158,524	10,169	3,127
25～ 50 ㄥ	127,728	16,595	2,613
50～ 100 ㄥ	82,573	12,562	1,425
100～ 200 ㄥ	35,017	8,200	713
200～ 300 ㄥ	10,559	4,382	293
300～ 400 ㄥ	4,957	1,686	78
400～ 500 ㄥ	2,755	891	64
500～ 750 ㄥ	3,299	500	29
750～ 1,000 ㄥ	1,561	637	34
1,000～ 1,500 ㄥ	1,484	264	33
1,500～ 2,000 ㄥ	716	252	40
2,000～ 5,000 ㄥ	994	177	13
5,000～10,000 ㄥ	244	119	28
10,000円以上	3	14	13
合 計	680,115 (100%)	3	7
		62,457	13,494

29) マイエット『日本農民の疫弊及其救治策』（服部之総・小西四郎監修『明治農業論集マイエット・エッゲルト・フェスカ』所収）p. 206.

信用組合法案の社会的性格

のほとんどが農民の土地の抵当流れ等にもとづく移動であろう。表1一(ロ)で、所有耕地規模別農家割合が示されているが、8反以下層が全体の5割強を占めていることに注目したい。マイエットは前掲書で、明治19年(1886年)の自作および小作の総戸数で明治20年(1887年)の自作地、小作地のそれぞれの総面積を割ることによって、1戸平均の耕地面積を算定している。それによると、自作が0.896町歩、小作が0.758町歩³⁰⁾となっている。してみると、耕地面積8反階層が自作農の下限を示すものとみなしてよからう。

なお、明治20年代を中心にしての農民層の分化・分解の傾向をみるうえで、表1一(ニ)では不十分なので、栗原百寿著『現代日本農業論』の指標を援用する

表1一(ロ) 同上年代における所有耕地規模別農家割合

所有耕地規模別	8反以下	8反以上 1.5町以下	1.5町以上
割合 (%)	55.9	29.4	14.7

表1一(ハ) 同上年代における所有田畑規模別農家戸数および割合

所有田畑規模	2町歩以下	2町歩以上 10町歩以下	町歩以上
戸数 (戸)	2,489,826	327,264	24,525
割合 (%)	87.6	11.5	0.9

表1一(ニ) 同上年代における自作・自作兼小作・小作戸数および割合

種類	自作農	自作兼小作農	小作農
戸数 (戸)	1,023,523	1,439,292	723,067
割合 (%)	32.1	45.2	22.7

備考)

- 平田東助・杉山孝平共著『信用組合論』(『協同組合の名著第一巻』所収) p. 15~16より作成。
- 『上掲書』では、この調査年次が不詳である。なお、明治29年刊の品川弥二郎・平田東助共著『信用組合提要』のなかで、表1の各表をさして、「本統計は、…既に六、七年を経過し」(『上掲書』p. 194)とのべている。このてんから、いちおう明治20年代初頭という範囲にした。平野義太郎著『日本資本主義社会の機構』では、明治24年としているが、栗原百寿著『現代日本農業論』では、明治21年と推定している。
- 表1の各数値は、3府24県の統計であり、北海道や沖縄県は除外されている。

30) マイエット・前掲書 p. 206~207.

ことにする。いちおう表 2, 3 によって、明治 10 年代後半から 20 年代前半にかけての自作農の激減³¹⁾、自小作農、小作農の増加傾向を確認できるのである。

表 2 明治時代の自作自小作・小作農家の割合

年 次	自作農家	自小作農家	小作農家	総農家
明治 16 年 (1883 年)	38.4%	42.4%	19.2%	100%
17 年 (1884 年)	35.5	43.9	20.6	100
16, 17 年	37.4	42.9	19.7	100
21 年 (1888 年)	a	45.2	22.7	100
	b	45.1	21.6	100
25 年 (1892 年)	33.34	46.03	20.63	100
32 年 (1899 年)	35.4	38.4	26.2	100
35 年 (1902 年)	33.9	38.0	28.1	100
40 年 (1907 年)	33.7	37.7	28.6	100
41 年 (1908 年)	33.3	39.1	27.6	100

備考)

- (1) 栗原百寿著『現代日本農業論(上)』p. 40 より作成。
- (2) 各年次とも、全道府県を網羅しておらず、北海道は含まれていないばかりが多く、沖縄県は除外されている。

表 3 明治時代の総耕地面積に占める
小作地面積の割合

年 次	割合 (%)
明治 16 年 (1883 年)	34.2
17 年 (1884 年)	39.8
16, 17 年	36.8
20 年 (1887 年)	39.3
25 年 (1892 年)	40.0
36 年 (1902 年)	44.5
41 年 (1908 年)	45.4

備考)

栗原『前掲書』 p. 38 より作成。

31) 綿谷赴夫は、明治期の農民層の分化・分解について、「このように明治時代は、その前期と後期とに二つの山をしめしながら、結局のところ自作農減・小作農増の傾向がつかぬいたのである」と総括している(東畑精一・宇野弘蔵編『日本資本主義と農業』所収稿 p. 191~192)。

信用組合法案の社会的性格

(付表) 明治20年の自・小作別耕地面積およびその割合

自・小作別 區別	自作地		小作地		合計 (町歩)
	面積(町歩)	割合(%)	面積(町歩)	割合(%)	
本州	中区	1,069,780.9 (60.37)	702,277.6 (39.63)		1,772,058.5
	北区	640,265.6 (64.90)	346,342.0 (35.10)		986,607.6
	西区	443,799.3 (55.36)	357,812.7 (39.50)		801,612.0
	計	2,153,845.8 (55.36)	1,406,432.3 (39.50)		3,560,278.1
四国区	144,074.1 (55.90)	113,659.9 (44.10)		257,734.0	
九州区	472,012.7 (62.07)	287,860.9 (37.93)		758,873.6	
北海道区	26,774.7 (82.93)	5,512.3 (17.07)		32,287.0	
総計	2,795,707.3 (60.66)	1,813,465.4 (39.34)		4,609,172.7	

備考)

『日本帝国統計摘要』(内閣統計局, 明治25年刊) p. 22~23. 参照。
但し, 沖縄県は含まれていない。

次に, 以上みてきたような8反階層を分解基軸としての自作農の自小作, 小作への落層傾向がもつ政治的意味を問うことが必要になってきた。いうまでもなく, 明治20年代前半の日本の社会・経済条件は, 「二条の軌道」に支配されていた。一つは, 資本の本源的蓄積の一定の収束(第一次資本主義恐慌³²⁾, その強力的表現たる殖産興業政策の新たな展開期であったことである。もう一つは, 絶対主義的天皇制権力の中央・地方にわたっての, いちおうの体系化がなされた時期であった。すなわち, 明治22年(1889年)の帝国憲法公布, 翌23年(1890年)の帝国議会開設³⁴⁾を頂点として, 21年(1888年)の市町村制公布, 23

32) 明治23年, 繊維産業を中心に発生したわが国初の経済恐慌をさす。

33) 後進資本主義国として出発した日本は, 政府じしんが直接・間接に産業革命の課題にとりくまねばならなかった。井上晴丸によると, 殖産興業は「重要産業の官営」・「産業貸付金の交付」・「民間産業の保護」の三種の方法をとって実施されたとする(井上『日本資本主義の発展と農業及び農政』p. 77)。

34) 帝国議会は貴族院・衆議院の二院制をとった。明治23年の貴族院は, 皇族10人, 公爵10人, 侯爵21人, 伯爵15人, 子爵70人, 男爵20人, 勲任61人, 多額納税議員45人の合計252人で構成されていた。一方, 衆議院はよりあらわにその地主的性格を示していた。明治23年の第1回総選挙で300名の議員が誕生した。かれらの納税総額は37,698円³⁾で, そのうちの91.5%にあたる34,492円が地租で占められていた(鈴木安蔵・吉場強『近代日本の政党と議会』p. 55~p. 59)。まさに, 田口卯吉をして, 「地方議会は地主議会, 帝国議会も地主議会」といわしめたほどであった。

年の府県制・郡制の公布等々が該当しよう。

周知のように殖産興業政策は、資本主義経済の育成・発展を目的としてとられたものであった。それは、初期の重要産業の官営方式を中心とするものから、明治13年(1880年)の工場払下の実施を契機に、明治20年代前半では、その重点が政商・財閥資本の形成の哺育・奨励にうつっていた。もちろん、この殖産興業を財源的に裏づけるものは、地租にほかならなかった(表4参照)。日本における資本主義経済育成にとって、財源の担当者たる農業部門は、決定

表4 明治時代の租税総額に占める地租と所得税の比重

次 年	A 租税総額 (千円以下切捨)	B 地租総計 %	B / A	C 所得税	C / A
1873(明治6)年 (地租改正直前)	65,014	60,604	91.7%	—	—
1876(明治9)年 (同改正直後)	51,730	42,944	83.2	—	—
1885(明治18)年 (兌換制確立)	52,581	42,452	81.8	—	—
1891(明治24)年 (最初の議会予算)	64,506	37,457	58.2	1,110	1.7
1897(明治30)年 (金本位制確立)	94,912	37,964	40.0	2,095	2.2
1907(明治40)年	315,983	84,913	26.9	27,291	8.6

(備考) 井上晴丸著『日本資本主義の発展と農業及び農政』p. 62 引用。

的な意味をもっていた。既述した明治10年代後半からの農民層の窮乏化は、明治政府の存立基盤を危殆にさらすものであった。それは、先にみた品川の冒頭演説に明瞭である。すなわち、あらためて品川のいう「国家の土台」視点に連繫されるところの「中産以下の人民」の実態が問われてくることとなった。

本稿では、「中産以下の人民」の実態を、既述の「二条の軌道」と関連させてみることにする。「二条の軌道」とは、品川のいう「実体上の進歩と法律制度の進歩と並進」させること(すぐれて地方重視の)ともいいかえてよからう。与件的にいうなら、「中産以下の人民」に相当する部分は、国家財政の実質的負担者(地租の)で府県議会の選挙権者でもある土地所有者(圧倒的に農業者)を中核にして、その周辺を囲む膨大な8反以下の零細農(全体の5割強をも占め、前期的資本等による苛斂誅求に苦吟するところの)であったろう。まず表5によると、府県議会の有権者の激減というにふさわしい傾向が、認められるのである。地租5円以上納入の府県議会の選挙人数は、明治14年で約

表5 明治14年以後10ヶ年間に於ける府県議会の選挙人、被選挙人数の増減

選挙人・被選挙人		年次									
		明治14年 (1881)	15年 (1882)	16年 (1883)	17年 (1884)	18年 (1885)	19年 (1886)	20年 (1887)	21年 (1888)	22年 (1889)	23年 (1890)
①	地租5円以上納入の選挙人 (20満歳以上)	人 1,809,610	1,784,041	1,718,020	1,681,419	1,637,137	1,531,952	1,488,107	1,505,103	1,462,283	1,409,510
②	地租10円以上納入の被選挙人 (満25歳以上)	人 879,347	878,840	871,762	849,244	840,965	809,880	802,975	803,795	814,022	755,412
③	地租5円以上10円以下の納入者及び 地租10円以上納入するも満25歳以下の 選挙人	人 930,263	905,201	846,258	832,175	796,172	722,072	685,132	701,308	648,161	654,098
前年 に 対 す る 増 減	上記①にかんして	—	人 ▲ 25,569	▲ 66,021	▲ 36,601	▲ 44,282	▲ 105,185	▲ 43,845	16,996	▲ 42,920	▲ 52,673
	〃 ② 〃	—	人 ▲ 507	▲ 7,078	▲ 22,518	▲ 8,279	▲ 31,085	▲ 6,905	820	10 227	▲ 58,610
	〃 ③ 〃	—	人 ▲ 25,062	▲ 58,943	▲ 14,083	▲ 36,003	▲ 74,100	▲ 36,940	16,176	▲ 53,147	5,937
増 減 14 及 び 年 に 百 分 比 に 対 す る	上記①に かんして	— (100%)	▲ 25,569 (98.6)	▲ 91,590 (94.9)	▲ 128,191 (92.9)	▲ 172,473 (90.5)	▲ 277,658 (84.7)	▲ 321,503 (82.2)	▲ 304,507 (83.2)	▲ 347,427 (80.8)	▲ 400,100 (77.9)
	〃 ②	— (100%)	▲ 507 (99.9)	▲ 7,585 (99.1)	▲ 30,103 (96.6)	▲ 38,382 (95.6)	▲ 69,467 (92.1)	▲ 76,372 (91.3)	▲ 75,552 (91.4)	▲ 65,325 (92.6)	▲ 123,935 (85.9)
	〃 ③	— (100%)	▲ 25,062 (97.3)	▲ 84,005 (91.0)	▲ 98,088 (89.5)	▲ 134,091 (85.6)	▲ 208,191 (77.6)	▲ 245,131 (73.7)	▲ 228,955 (75.4)	▲ 282,102 (69.7)	▲ 276,165 (70.3)

信用組合法案の社会的性格

備考)

- ①) マイネット著『日本農民の疲弊及其救治策』（『明治農業論集』所収）p. 212 より作成。
- ②) ▲印は減少を示す。『前掲書』p. 212 の表には、単純ミスとおもわれる数値があるので『日本帝國統計摘要』第6巻で訂正した。
- ③) ①の百分比にかんして、平野氏の『機構』p. 62 で明治15年を94とされているが、98.6が正確である。

181 万人いたものが、9 年後の23年では約40万人減らして141 万人となっており、14年を100 とすると23年では77.9を示すにまでいたっていた。同じく表5でみると、地租5円以上10円以下納入の選挙権のみを有する人数の激減ぶりが、当該期の農民の経済的破綻の深刻さを浮きぼりにしていよう。つまり、この選挙人数と地租10円以上納入の被選挙人数との比較では、明治15年までは選挙人が優位に立つものの、翌16年以降は被選挙人の方が逆転して優位に立っていて、年を経るごとにその差を拡大していつていることから明示されよう。したがって、この府県議会の選挙権のみを有する人員の明治14年を100 とすると、23年では70.3となっていて、その激減ぶりがみてとれよう。さらに、表5の②、③で示されている被選挙人、選挙人の減少傾向には二つの山があるのがわかる。一つの山は、③の選挙人数に明示されている。すなわち、体制的沈静期を終了した直後の明治19年に、選挙人数は激減しているのである（指数で、18年85.6から19年にはいっきに77.6に）。もう一つの山は、②の被選挙人数に明示されている。すなわち、明治23年の恐慌の過中で被選挙人は激減しているのである（指数で、22年92.6から23年にはいっきに85.9に）。いずれにしても、形成期日本資本主義の疾風怒濤ともいえる商品経済の大波は、二つの山をなしておくれた生産段階にある農業部門におしよせたのである。

これまでの確認によれば、5円以上10円以下の地租を納入する選挙人は、「平均約8反弱ないし1町6反弱の土地を所有する小地主³⁶⁾」とされている。さらに、10円以上納入する同じく府県議会の被選挙人は、「約1町6反以上の耕地を所有する中地主または亜大地主³⁷⁾」とされている。表6によると、府県議会ほどではないが、衆議院議員選挙人の減少傾向も認められよう。この地租15円以上納入する衆議院の選挙人は、田・畑1町8反、山林・原野・宅地等約3町³⁸⁾の合計4町8反の地主に相当するもの、とされている。

われわれは、「中産以下の人民」について、「経営よりいえば中農の中・下層に属し、地租5円以上10円以下を納める府県会議員選挙資格を構成した中堅層³⁹⁾（傍点一引用者）」たる8反以上1町6反以下の小地主との共通の理解をもっている。しかも、かかる中堅層が明治政府の社会的基礎をなし、この部分の

35), 36), 37) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』p. 61~62.

38) 鈴木・吉場・前掲書 p. 57.

39) 平野・前掲書 p. 77.

表6 衆議院選挙人数の変化

選挙人 年次	国会議員 選挙人数	明治23年に 対する増減	明治23年に 対する百分比	人口千人中に 占める選挙人数
明治23年 (4月1日)	453,895人	—	100%	12人
明治24年 (6月15日)	452,156人	▲ 1,739人	99.6%	11人
明治25年 (2月15日)	435,200人	▲ 18,695人	95.6%	11人

備考) (1) 『日本帝国統計摘要』第6巻 p. 157, 第7巻 p. 148 より作成。

(2) ▲印は減少を示す。

急減にたいして産業組合等が設けられた、というんでも。井上晴丸はいう、「この日本協同組合構築の社会的要因……日本協同組合のそもそものレーゼン・デートルが与えられている(のは)自作農中堅・中農上層の崩壊危機の発生⁴⁰⁾」によると。本稿においても、これまでの共通の理解に従うが、既述の与件でふれたところの8反以下の厩大な(全体の55.9%)零細農の存在をも無視しえない、との見地に立っている。

そのてん、井上晴丸は信用組合法案上程を、「自作農中堅・中農上層崩壊の脅威に対する補強支柱の有力なる一つ⁴¹⁾」として把握している。いわゆる8反以上1町6反以下の所有規模の視点で一貫させているのである。自作農中堅・中農上層といった社会的基礎としての中堅層が、その固有の歴史的格を発現するのは、かれらが寄生地主制支配の藩屏として登場する明治末期からではないだろうか。そこで、寄生地主制支配の完了を起点にして、その藩屏たる既述の中堅層の存在、さらに中堅層掌握のための(井上のいう崩壊防止としての)産業組合の役割というシェーマが描けよう。さればこそ、寄生地主制支配が完了⁴²⁾していないとおもわれる明治20年代前半をも、既述の中堅層視点で一貫させ

40) 井上晴丸『日本協同組合論』(『井上晴丸著作集第6巻 協同組合論』所収。p. 119)

41) 井上・前掲書 p. 123.

42) 本稿は、寄生地主制の確立にかんして、栗原百寿の二段階規定によっている。すなわち、「わが国の地主制はともかく明治二十年代初頭において成立するにいたったが、それは未だ本格的に確立するまでにはいたらなかった。わが国の地主制が終局的に半封建的な寄生地主制として確立するにいたるのは、日本資本主義の確立過程に対応して明治三十年代においてであった」と(栗原『現代日本農業論上』p. 39)。

ていくのは、やや難点をもつことになろう。

いわゆる社会的基礎としての中堅層の固有の歴史的性格とは、藤田省三の次の指摘に明示されていよう。「明治末期（日露戦争前後）からは、本来日本資本主義の媒体としてその矛盾を内攻的に自己の一身に集中していた寄生地主制は制度として完成すると同時に、当然に早くも分解を顕在化し、大寄生地主は農村との人格的結合を失ってゆき、政治的には国家権力との直接的結合を遂げる（系統農会の成立と役割）。ここにおいて、媒介者たる寄生地主制はそれ自身が、いまや自らの矛盾の媒介者を要求する。自作農上層＝中農範疇の維持が経済策上の中核におかれ、これに見合って、政治的国家と村落共同体の非政治的支配との媒介を新に担当すべき在地の体制的中間層（篤農）が育成される所以がここにあったのである（傍点—藤田）⁴³⁾」。ここで、藤田は農村中堅層の歴史への登場の劃期を規定している。寄生地主制支配の完了時にその藩屏としてあらわれる中堅層を把握できよう。さらに、藤田は体制的中間層としてたちあらわれる中堅層の政治的機能については、「地方問題」との関連で位置づけている。「天皇制において体制の危機したがってその再編成の時期がおとずれると例外なく『地方問題』が最大の政治問題となり、同時に『地方問題』は地方の制度の問題としてのみでなく、より以上にそれを担う『人』の問題とされて、『名望アル者』『篤農』『農村中堅分子』『各界中核精鋭分子』の養成の名のもとに歴史的経過と共に、社会層としても下降し且つ多元的な社会領域に及びながら、体制的中間層の育成が他国にまして重大な意味をもってくる所以はここにあった⁴⁴⁾（傍点—藤田）」。上述の藤田の指摘は、われわれが産業組合の発達をあとづける際、重要とおもわれる。すなわち、「地方問題」に連繫するかたちで中堅層は「歴史的経過と共に、社会層としても下降」するものであって、その対極に産業組合問題として為政者の施策に登場するのを知ろう。さすれば、井上のいう「自作農中堅・中農上層崩壊の脅威に対する補強支柱」としての農村協同組合は、寄生地主制支配の完了した明治30年代に産業組合として登場の機会を与えられ、昭和恐慌以後に、その社会的基礎の全域にわたる危機のなかで産業組合組織がフル動員されるもの、と概括できよう。

既述したような明治20年代前半の自作農の自小作・小作農への転落を含む農

43) 藤田省三『天皇制国家の支配原理』p. 32.

44) 藤田・前掲書 p. 31.

民層の大量の分化・分解は、戦前日本資本主義が体制的に確立していなかった段階（本稿でいう形成期日本資本主義）であるだけに、明治政府の政治支配の危機に直結する可能性をもっていたのである。それだけに、当該期の8反以下の零細農の経済的破綻・没落は、明治政府をして逸早く信用組合法案を政治の正面舞台に登場させることとなったといえよう。就中、明治政府がその体制的中間層として期待しうる8反以上1町6反前後の自作上層、中小地主層をも経済的破綻にまきこんでいたてんに、われわれはその危機的状況をみいだしえよう。

とりわけ農民層の大量の没落は、たんにかれらの前期的支配に吸着する高利貸資本等への直接的抗抵（体制的沈静期の農民騒擾）のみでなく反政府的性格を明瞭にもった秩父騒動（明治17年）などに典型的にみられるように、その裡にたえず大衆の蜂起の要因をはらませていたのであった。しかも、当時、豪農層をもまきこんで地方に基盤をおく民党勢力（自由民権運動の系譜をひく自由党や改進黨など）が、「民力休養・地租軽減」要求をひっさげて明治政府と対立・抗争をふかめていたこともあわせてみるべきだろう。体制的に確立して以降の戦前日本資本主義の再編期に登場してくる「地方問題」とは次元を異にするが、この明治20年代前半において、明治政府が既述の二条の軌道を実現していくうえで「地方問題」は決定的な意義をもっていたのである。したがって、形成期日本資本主義において、明治政府は反政府的抵抗の芽をもふくむ地方経済の危機に直面して、その政治支配の徹底をはかるうえで信用組合法案を吃緊の政治日程の一つにしたのだった。

周知のように、この信用組合法案は、明治政府と民党との間での予算案をめぐっての対立で衆議院の解散（明治25年2月）となり、審議未了・廃案となった。しかも、品川は総選挙時の民党退治にひとしい露骨な干渉、呵責なき弾圧行使の直接指揮者でもあった。総選挙後、品川はその責を負って政界を下野した。なお、品川は内務大臣に就任する（明治24年6月）以前に、宮中顧問官、枢密顧問官のほか、宮内省御料局長を兼任していた。そのとき、品川は広大な国有林を御料林に編入するなど（明治22年）、戦前の軍事的半農奴制的な日本資本主義の体制固めのうえで重要な役割を果たしていた。

いずれにしても、信用組合法案の立法目的は、8反以上1町6反前後の自作上層・中小地主を核とし、8反以下の膨大な零細農層で構成される「中産以下

の人民」を、明治政府の完全な掌握下におくために、地方の経済の充実と政治（中央「政事」⁴⁵⁾とは区別される地方「施治」⁴⁶⁾=経済的破綻に起因する反政府的傾向を遮断・排除する）の円滑化を指向していくてんにあったのである。では、なぜ明治政府は、農業者が圧倒的に占めているにもかかわらず、一般に中小の商工業者に基盤を有するシュルツェ方式の信用組合法案を、その地方支配の一環としてうちだしたのであろうか。既述したところの信用組合法案じしんのもつ性格（小生産者中心で営利主義を基調）と、その立法目的（農業者中心の地方支配の一環）との間の乖離をつくことこそ、信用組合法案固有の性格をみだしえよう。別言するならば、品川—平田のラインで、なぜ同工異曲ともうけとれるシュルツェ方式の信用組合法案が採用されたのかを、次に問わねばならなくなった。そこで、ドイツにおけるシュルツェの協同組合運動にふれることにしよう。

VI シュルツェ協同組合運動の社会的意義

— 階級対立解消策としての中産階級化構想 —

シュルツェは、19世紀中葉からその70年代にかけて隆昌していた「ドイツマンチェスター派」⁴⁷⁾の有力な一員であった。この「ドイツマンチェスター派」は、「自由貿易派」とも呼ばれていた。それは、イギリス産業資本循環にその利害を結びつけていた北ドイツに運動の基盤をおいていた。すなわち、この派は北ドイツのエンカー経営（火酒と穀物輸出）、手工業者（綿織物輸出）、商業資本（北方開港諸都市）等々の対イギリス市場への進出に際して、自由貿易運動にこれら勢力を糾合していったてんにその社会的意義を有した。自由貿易主義は、本来なら産業資本によって運動化されるものである。しかし、南ドイツおよびラインランドに発達する産業資本（重化学工業）は、「世界の工場」たるイギリスへの対抗上、関税保護を要求してこの派の主張をうけいれる立場に

45) 藤田・前掲書 p. 31.

46) 藤田・前掲書 p. 31.

47) 「ドイツ・マンチェスター派」は、1860年代末から70年代初頭にかけてのプロイセンドイツの産業界・政治会・思想会を席捲した自由放任主義を唱導した人々をさす。プリンス・スミスを代表者としている。ビスマルクの社会政策の実施に寄与した講壇社会主義と対立していた（大河内一男『独逸社会政策思想史(上)』参照）。

はなかった。やがて、前世紀の70年代のドイツ資本主義の帝国主義への転化（南ドイツ重化学工業部門のヘゲモニー確立）にともなって、「ドイツマンチェスター派」は衰退の途を辿ることとなった。

さて、この派のなかでシュルツェの協同組合運動は、いかなる位置を占めたのであろうか。それは、この派の労働者問題の把握の仕方にかかわっている。この派にあっては、労働者問題（失業、疾病、災害、貧困化等々）を資本制生産様式から不可避的に生じてくるもの、との視点は欠落していた。いきおい、„arbeitet und sparet“（働け、そして貯蓄せよ）との「自己救助⁴⁸⁾」が、この派の労働者問題への唯一の原則的対策となっていた。「ドイツマンチェスター派」は、労働者問題解決の方途を労働者の能率増進と、他面でその節約・貯蓄にもとづく生活向上とにもとめた。潮路ゆきつとくころそれは、労働者階級を中産階級化する構想であった。また、これのイデオロギー的役割は、新興の労働者階級の団結の強化と勃興する社会主義運動への憎悪をあらわすものであった。

このてんで、ビスマルクの社会保険の採用と動機を共通にしている。しかしシュルツェ自身も含めて、この派が進歩党勢力の基盤となっているてんで、ビスマルクの保守党との対立・抗争をまねいたのであった。この派の労働者階級を中産階級化する構想に該当するのは、手工業者に少数の熟練労働者ないし労働貴族層にすぎなかった。シュルツェの協同組合運動の対象とするところも、資本主義経済の発展にともなって没落していく中小工業者および手工業者の更生策としてであった。その運動理念は、いうまでもなく「自己救助」であり、「資本主義の構成分子⁴⁹⁾」としての力を養うことに帰結していった。その協同組合（信用組合に典型）の運営は、利子付借入資本にもとづいていた。それは、平田のいう「営利心」誘掖の原則であった。「自己救助」の理念から巣立ったシュルツェの信用組合は、後年、次第に株式形態（銀行資本⁵⁰⁾）に変形していったのも歴史の示すところである。

48) 大河内・前掲書 p. 67.

49) ドイツ社会主義運動の指導者ラッサール（1825年～1864年）のシュルツェに与えた批判（大河内・前掲書 p. 80）。

50) 1864年、シュルツェの協同組合運動の大きな成果である協同組中央銀行・Deutsche Genossenschaftsbank が設立された。しかし、株式組織に変形して、1905年には大銀行の1つ Dresdner Bank に併合された（大河内・前掲書 p. 80）。

以上みたように、シュルツェ方式が、「自己救助」を唱導して労働者階級の上層や手工業者の中産階級化を指向する協同組合運動であった。一方、品川一平田の信用組合法案では「勤儉自助」がいわれ「中産以下の人民」の維持が指向されていた。前者では「自己救助」が、後者では「勤儉自助」の唱導がみられた。これらは、ともに資本主義形成期の中小生産者の没落に直面して、歴史の正面に登場してきたてんで共通である。しかも、これら中小生産者の没落が階級対立の激化を招来することのないように、と裡に懐いているてんでも。

それでは、われわれは品川一平田のラインによつての同工異曲ともとれるシュルツェ方式に抱っている信用組合法案が、後年、制定をみる産業組合法（明治33年・1900年）になにを刻印したかをみななければならなくなった。そのため、シュルツェの信用組合が、やがてビスマルクの社会政策の登場等によつて、変質した歩みを辿るとはいえ、中産階級化への自主的運動として、一時期社会的勢力をえたことに留目したい。後発資本主義国の日本のばあい、大部分を農業者で占めていた小生産者層は、かれらじしんに資本蓄積の条件をもちあわせてはいなかった。それは、Vでふれた農民状態に明示されていよう。よしんば、品川一平田の信用組合法案が成立したと仮定しても、その十全な発展はみられなかったろう。そのことは、品川や平田の貴族院審議で、報徳社等の組織をとりだしてこの法案実現を督励するといったてんにもうかがえよう。

いきおい信用組合法案の後年の産業組合法案のなかに刻印したものは、以下のようなこととならう。それは、シュルツェの信用組合と同じく、資本主義の発展に促迫されて没落を余儀なくされる小生産者層を階級対立の激化に導くことなく維持する方策として産業組合法案のなかに継承されていったのである。しかも日本のばあい、農業を主とする小生産者層は、それじしんに資本蓄積の条件を欠くが故に、没落分解の可能性をたえずもっていた。それは、日本資本主義の体制的危機にも直結する意味をもっていよう。かかる条件からして、産業組合法案の成立は農業者の自作農化ないしは中産者化への途が否定され、その顛倒的な解決の途である寄生地主制の形成との重畳関係のなかにおかれたとみるべきだろう。信用組合法案が上程され、紆余曲折の後、産業組合法として制定にいたるまで約10年を要したのは、上述の経過（法案の制定が寄生地主制の成立にリンクする）から理解できよう。以上が、品川一平田のラインによつてもちこまれたシュルツェ方式の信用組合法案の有する（産業組合法案に継

承されていく)歴史的意義である。次に、明治20年代前半の農政の基調をみてみよう。

Ⅶ 明治20年代前半の農政の基調

一 信用組合法案との関連で

第2帝国議会には信用組合法案の他に農会法案、農事試験場設置法案が上程されていた。いわゆる「農事三法案」である。これらを見ることによって、明治20年代の農政の基調を知ることができよう。周知のように明治期農政は、当初、内務省主導の殖産興業の一環として出発した。多分に士族授産をも企図する勸農政策としてである。大久保積極農政と称されるように、欧米模倣の大農法が採用されていた。

しかし、殖産興業政策が明治10年代において「模範官營」方針から「民業保護」方針への転換がはかられたように、明治14年(1881年)の農商務省の創設は、従来の強い干渉主義的な勸農政策の手直しを意味していた。それは、在来農法の担当者たる老農と欧米の新技术をえている官僚とが参集していた大日本農会(明治14年設立)⁵¹⁾等に代表されよう。そういったんで当該期の農政は、明治30年代の官僚主導のもとにすすめられていくのを準備する段階でもあった。すなわち、明治30年代初頭に農会法(農業技術奨励団体)や産業組合法(農業経済団体)を中心にうちだされてくる農業関係諸立法の体系化を方向づけていく意味においてである。

したがって、日本農業が資本蓄積の条件を欠くが故に、自作農発展の途を閉ざされて寄生地主制が次第に支配・定着を強化してくる過程に、当該期の農政は位置していた。この期において、大日本農会を頂点とする天下り的な技術奨励団体は、体制的沈静期を経るなかで、老農技術の継承者たる耕作地主=豪農経営の没落を一部に含むなどして、その活動を不振なものにしていた。これは、政府官僚が寄生地主層をとおして、生産技術指導体制を完成させていくことが未達成であったことを示していよう。この期の豪農経営は、産業資本の本

51) 大日本農会は、既設の東洋農会、東京談会を合併し、その他の団体、および地方の老農、勸業課員らを糾合して、全国的組織の中央農業団体として結成された。それは、各地で農事の改良進歩を目的とする事業を行なった。政府による農業団体行政の代行機関としての役割を果たしていた(伝田・前掲書 p. 76)。

格的展開とふれあうことによって、農村家内工業部門を切り離して土地所有の集中（寄生地主化）にのりだしたり、経営全体を破綻させていたりしていた。だが、明治20年代前半において、かれらは農村における唯一の商品生産者としての開明性をもちあわせていた。それは、かれらが地方段階で組織していった農談会の活発さや、府県での民党運動の担い手として表現されているところである。農談会などを熱心にすすめた部分は、反政治（反民党）的実業党ないし「実業家」としての地主（反民党的という意味では、政府官僚との妥協も容易にしており、寄生地主層としての利益にも途をつけていった部分といえよう）といわれている。また、民党運動に精力を注ぐ部分は、「政論家」の地主といわれた。いずれにしても、明治20年代は寄生地主層としての利害で一本にまるといった段階ではなかったろう。

かかる条件に制約されて、当該期の農政はうちだされたのである。すなわち、農会法案⁵²⁾や農事試験場設置法案は、政府官僚の指導ないし補助のかたちをとって農業生産力の向上を目的としていた。しかし、他面では、「政論家」の地主といわれる部分の民党運動からの離反をはかることもその裡にふくまれていた。それは、農会法案のなかに農商務大臣や地方長官による解散指示を含む監督統制条項に明示されていよう。かくて、補助と官僚統制の合体を基調とする農政の展開は、当該期では地主との対抗関係（地租軽減運動、民党運動等）からして、本格化しえず明治30年代初頭までもちこされることとなった。つまり、寄生地主制が農村を支配するのみでなく、日本資本主義体制のなかにブロック・インする明治30年代初頭に、産業組合法をはじめとする農業関係諸立法が矢つぎ早やにうちだされたのであった。ともあれ明治20年代前半では、信用組合法案も含む「農事三法案」は、日本資本主義の体制的未成熟とも関連して、それらの成立の基礎を欠いていた。

52) 綿谷越夫『帝国農会史稿別刷』p. 13.

53), 54) 綿谷・前掲書 p. 21.

55) 明治24年の農会法案の要点は、(1)郡区域、(2)会員資格を郡内地価400円（約1町2反の田畑）以上所有者に限定、(3)有資格者の強制加入、(4)会費の強制徴収、(5)1農会当たり300円以内の補助金交付等々であった（綿谷・前掲書 p. 51、渡辺洋三『農業と法』p. 42～p. 43）。

VIII 信用組合法案の社会的性格

— 結びにかえて —

明治24年の信用組合法案は、審議未了・廃案となつて、歴史の舞台に登場する機会とは与えられるところではなかつた。しかし、それは戦前の産業組合の発展の性格を大きく規制するものであつた。すなわち、信用組合法案の裡には、たんに経済団体法としてはとどまりえぬものが含まれているのを知らう。そのことは、固有の性格を信用組合法案に付与するとともに、後年の産業組合法案にも継承されていくものであつた。このことは、当該法案の立法目的に明示されていよう。いわば8反以下の歴大な零細農層を含み、自作上層から中小地主にかけての「中産以下の人民」の没落防止が、その直接の目的であつた。ともあれ、かかる「中産以下の人民」の没落は、「国家の土台」視点に立つ品川—平田のラインにとって、明治政府の地方支配を徹底させるうえで看過しえないものであつたらう。

周知のように、信用組合法案はドイツのシュルツェ方式を母法にもつといわれてきた。そして、それは都市の中小の商工業者の信用組合に妥当するものとか、農村に発展するライファイゼン方式の信用組合との対比とかいったてんでよくとりあげられてきた。本稿では、さらに一步すすめて、シュルツェ方式の信用組合は、資本主義形成期の中小生産者の経済的破綻・没落による階級対立激化の防止策として、かれらの中産階級化をはかるてんにその社会的意義を有するものとした。

まさに、このてんでは品川—平田のラインの信用組合法案に共通のものである。しかし、日本のばあい、法案の対象となる農業部門はその内部蓄積の条件を欠くが故に、中産階級化の途は閉ざされていた。さらに、信用組合法案が帝国議会の論争場裡にあつた明治20年代前半は、日本資本主義体制が未成熟であつたため、農民層の大衆的な没落が、即座に明治政府の危機に直接結びつく可能性をもつていた。かくて、信用組合法案の社会的性格とは、「小民の営利心」誘掖による中産階級化の構想を実現させる条件を欠くままこれらの小生産者層を地方支配の徹底の視点（階級対立防止も含む）で維持するてんにあつた。

この信用組合法案の有する社会的性格は、形成期日本資本主義の体制固めに

照応しつつ産業組合法案に継承されていった。いわば産業組合法は、「事情の力（寄生地主制が日本資本主義体制にブロック・イン完了）」と「鞭の力（治安警察法公布等⁵⁶⁾）」との一致・齊合がもたらされた時点に成立（明治33年）をみたといつてよい。そこで、「平田型」の産業組合では、農会と対をなすかたちで地主の小作人管理・掌握の強化に機能する方向を性格づけられることとなったのである。それは、同時に小作争議や労働者階級の団結、社会主義運動の抬頭に対する「血清治療⁵⁷⁾（抑止手段）」としての役割も担わされていたのであった。

-
- 57) 産業組合法と時を同じくして（明治33年3月）、治安警察法は制定された。法制局長官（当時）の平田東助は、その制定の中心にいた。やがて、「大逆事件」などで黎明期の社会運動に「冬の時代」を招来したのもこの治安警察法であった。
- 58) 農会と産業組合の両面指導者といわれる加納久宜は、「是等社会党的流行病を絶滅する所の策としては即ち産業組合と云ふ血清治療を以てするより外に策はない（農商務省農務局『地主と産業組合』p. 50）」とのべた。